

25. 「差別落書き」を発見したら（対応マニュアル）

わたしたち教職員は日頃から人権感覚を磨き、部落差別をはじめとするあらゆる差別について研修を深め、差別を見抜き、差別をなくす立場で行動しなければなりません。そのことは日本国憲法や世界人権宣言、子どもの権利条約などがうたう「すべての基本的人権」や「いかなる差別をも受けない権利」の享有を自ら実行することになります。

そこで、「差別落書き」を発見したときは、見過ごしたり、関わりを避けたりすることなく、速やかに次のように対応します。そのことがすべての人々の人権を守り、差別解消への大きな行動につながっていきます。

[学校内外で児童生徒が関係していると思われる場合]

1. 発見者

- (1) まず、児童生徒を近付けない。
- (2) 他の教職員を児童生徒に指示などして呼ぶ。（発見者はその場を離れない）
- (3) 落書き内容を正確に写し取る。できる限り写真を撮る。
- (4) 落書きに覆いをするなど現場保存と、人の目に触れないようにする。
- (5) 管理職に次のことを口頭で連絡したあと、すぐに文書にして報告する。

①	発見場所	本館2階東側女子トイレ、手前2番目の個室、前壁中央
②	内容	黒マジックで横書き「○○○○○」
③	大きさ	縦約5cm×横約30cm
④	発見日時	○○年○月○日（○曜日）午前○○時○○分頃（給食準備中）
⑤	発見状況	クラスの女子生徒1名が教室にいた私（担任○○○○）に連絡
⑥	落書処置	写真撮影後、画用紙を貼り、トイレ使用禁止の張紙をした。
⑦	周辺状況	3名の女子生徒が見ており、名前の確認と最低限の諸注意済

2. 管理職

- (1) 連絡を受ければ、すぐに現場を確認する。
- (2) 上記内容(1の(5))と学校対応内容等を、速やかに市教育委員会に連絡する。
- (3) 教頭や人権担当教員、関係児童生徒の担任などに連絡し、緊急対応を協議する。
 - ① 被害の児童生徒と保護者への対応をどうするか
 - ② 書いた人の発見とその保護者への対応をどうするか
 - ③ 他に類似の落書きがないか、全教職員で点検
 - ④ 市教育委員会の指示での落書き消去と、関係機関や関係校への連絡
 - ⑤ 関係した児童生徒、学年、全校生、保護者、PTAへの人権教育と啓発
- (4) 全教職員への随時経過報告と人権・同和教育の計画・実践の点検と研修を行う。
- (5) 教頭は経過を詳細に記録する。
- (6) マスコミ対応は慎重に、かつ市教育委員会の指示を受ける。

※ 以上の最低限の対応を迅速に行いながら、差別落書きを通して日頃の教育を見直し、この経験を前向きに捉えて今後の教育に生かしていきましょう。なお、言うに及びませんが隠ぺいは許せない行為です。

連絡先：宝塚市教育委員会学校教育課(人権教育担当)0797-77-2040